

# 令和4年度夏の「<sup>ふるさと</sup>郷土に学び・育む青少年運動」期間中における 青少年保護育成条例に基づく立入調査結果について

青少年を取り巻く社会環境の浄化を推進するため、夏の「郷土に学び・育む青少年運動」の期間中、県内全域において鹿児島県青少年保護育成条例に基づく立入調査及び実態把握を必要とする店舗の調査を実施した。

## 1 調査概要

- (1) 調査期間 令和4年7月～8月
- (2) 調査人員 延べ202人  
〔内訳 県112人、警察39人、その他（市町村職員、青少年育成コーディネーター等）51人〕
- (3) 調査日数 延べ60日
- (4) 調査店舗数（推移）

（単位：箇所）

店舗種別	H30	R1	R2	R3	R4
図書等取扱店（書店、コンビニ等）	507	398	488	369	477
古物商店（中古書籍販売店、リサイクル店）	73	61	51	48	45
がん具・刃物販売店	393	302	353	376	383
図書等自動販売機	17	17	18	10	11
映画館	4	2	3	4	4
ゲームセンター	8	10	9	5	6
インターネットカフェ	9	8	5	5	6
カラオケボックス	60	52	51	37	38
携帯ショップ等	—	157	104	98	94
合計	1,071	1,007	1,082	952	1,064

※ 県内にある店舗をピックアップして調査している。

## 2 調査のポイント

- (1) 図書等取扱店（9条、10条）（書店、古書店、レンタルDVD、コンビニ、スーパー）
  - ・ 有害図書等と一般図書等の区分陳列（成人コーナーの有無）
  - ・ 青少年の有害図書等購入、閲覧等の禁止表示の有無（ステッカー等の貼付）
- (2) 質屋・古物商等（20条、21条）
  - ・ 青少年からの買受の制限（保護者の同意等がある場合を除く）
- (3) がん具刃物等販売店（12条）
  - ・ 青少年への販売の制限
- (4) 深夜営業の興行場等（7条）
  - ① ゲームセンター（コーナー）（風営法適用外）
    - ・ 深夜の青少年の立入禁止表示、年齢確認の有無
  - ② インターネットカフェ
    - ・ 深夜の青少年の立入禁止表示、年齢確認の有無
    - ・ フィルタリングの有無
  - ③ カラオケボックス
    - ・ 深夜の青少年の立入禁止表示、年齢確認の有無

(5) 携帯ショップ等（26条，26条の2）

- ・ 年齢確認
- ・ 書面によるフィルタリングの必要性の説明実施の有無
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書の保存（電子媒体可）の有無

### 3 主な調査結果

(1) 図書等取扱店（9条，10条）（書店，古書店，レンタルDVD，コンビニ，スーパー）

- ・ 男性向け成人雑誌について，約8割の店舗で適正な区分陳列・購入禁止表示がなされていなかった。
- ・ 女性向け成人雑誌について，約4割の店舗で適正な区分陳列・購入禁止表示がなされていなかった。
- ・ 購入禁止表示ステッカーや区分陳列を要請するチラシを配布し，成人向け雑誌の適正な区分陳列・購入禁止表示を要請した。

【令和4年度立入調査における成人向け雑誌の区分陳列・購入禁止表示状況】

調査店舗	男性向け雑誌			女性向け雑誌		
	取扱店舗 (a)	区分陳列 (b)	青少年購入等禁止表示 (c)	取扱店舗 (d)	区分陳列 (e)	青少年購入等禁止表示 (f)
477	339	78	76	35	20	21
	設置率 b/a	23.0%		設置率 e/d	57.1%	
	表示率 c/a		22.4%	表示率 f/d		60.0%

（参考）【過去5年間の実施率の推移】

（単位：％）

項目	H30	R1	R2	R3	R4
男性向け雑誌（コーナー設置）	98.8	97.9	30.7	35.0	23.0
男性向け雑誌（購入等禁止表示）	97.9	95.8	29.2	34.0	22.4
女性向け雑誌（コーナー設置）	60.6	73.4	33.3	55.6	57.1
女性向け雑誌（購入等禁止表示）	63.5	75.9	32.1	55.6	60.0

(2) 質屋・古物商等（20条，21条）

- ・ 調査した質屋・古物商等45店舗のうち，全ての店舗で年齢確認が行われていた。

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H30	R1	R2	R3	R4
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同意確認の実施	88.5	90.3	100.0	100.0	100.0

(3) がん具刃物等販売店（12条）

- ・ 調査した有害がん具・刃物等取扱店舗163店舗のうち144店舗で販売時の年齢確認が行われていた。（実施率：88.3%）
- ・ その他商品との区分陳列（管理）も145店舗で実施されていた。（実施率：89.0%）  
→ 条例規定なし（要望事項）

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H30	R1	R2	R3	R4
年齢確認	97.8	94.7	96.8	97.3	88.3
区分陳列	96.1	96.0	97.5	98.0	89.0

(4) 深夜営業の興行場等（7条）

ア ゲームセンター（コーナー）

- ・ 調査した深夜営業の風営法適用外のゲームセンター（コーナー）2店舗において、深夜立入禁止表示、年齢確認は適切に行われていた。

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H30	R1	R2	R3	R4
深夜立入禁止表示	100.0	100.0	88.9	100.0	100.0
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ インターネットカフェ

- ・ 調査した深夜営業のインターネットカフェ6店舗においては、全ての店舗で年齢確認を実施していた。（実施率：100.0%）
- ・ 深夜営業の店舗における深夜立入禁止表示は、全ての店舗で表示されていた。（実施率：100.0%）
- ・ 青少年使用時のフィルタリングによるインターネットアクセス制限対策は4店舗で実施されていた。（実施率：66.7%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H30	R1	R2	R3	R4
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
深夜立入禁止表示	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
フィルタリング導入	33.3	62.5	100.0	80.0	66.7

ウ カラオケボックス

- ・ 調査した深夜営業のカラオケボックス35店舗のうち、全ての店舗で年齢確認が実施されていた。（実施率：100.0%）
- ・ 深夜営業の店舗における深夜立入禁止表示は35店舗のうち35店舗で表示されていた。（実施率：100.0%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H30	R1	R2	R3	R4
年齢確認	100.0	95.8	97.9	100.0	100.0
深夜立入禁止表示	100.0	97.9	97.9	97.0	100.0

(5) 携帯ショップ等（26条，26条の2）

- ・ 調査した携帯ショップ等94店舗においては、全ての店舗で年齢確認を実施していた。（実施率：100.0%）
- ・ 書面によるフィルタリングの必要性の説明は、全ての店舗で実施されていた。（実施率：100.0%）
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書（電子媒体可）の保存は全ての店舗で実施されていた。（実施率：100.0%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項目	H30	R1	R2	R3	R4
年齢確認	—	100.0	100.0	100.0	100.0
書面による説明	—	98.7	100.0	100.0	100.0
不要申出書の適正な保存	—	96.2	100.0	99.0	100.0

## 4 調査結果のまとめ

- (1) 令和4年度立入調査では、昨年度、区分陳列・購入禁止表示がなされていない割合が高かったコンビニエンスストアを中心に立入調査を実施した。
  - ・ 男性向け成人雑誌の区分陳列・購入禁止表示について、約8割の店舗で適正な実施がなされていなかった。
  - ・ 女性向け成人雑誌の区分陳列・購入禁止表示について、約4割の店舗で適正な実施がなされていなかった。
  - ・ 区分陳列・購入禁止表示の不適切な店舗のほとんどが有害図書等について十分認知していない傾向があった。
  
- (2) その他の調査対象店舗については、著しく青少年に悪影響を与えているような問題点や目新しい問題点は認められず、概ね良好であったが、一部の店舗において、以下のような問題点があった。
  - ・ がん具刃物等販売店において、年齢確認が行われていない店舗がある。
  - ・ 図書等自動販売機において届出済証の表示が適正でないものがある。
  - ・ 深夜に営業を行う映画館において、深夜立入禁止表示が行われていない店舗がある。

不適切な取扱いを行っている店舗に対しては、チラシの配布や再調査を行うなどして、引き続き改善を促していく。
  
- (3) 携帯ショップについては、全ての調査店舗においてフィルタリングサービス等不要申出書の保存をはじめ、適正な取扱いがなされていた。